

那覇市公報

号外第736号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（市民生活安全課）	4856
○那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障がい福祉課）	4861
○那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（こども政策課）	4907
○那覇市公設市場条例の一部を改正する条例（なはまち振興課）	4917
○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（学校給食課）	4918
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（学校給食課）	4920
○那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）	4921
○那覇市行政手続条例の一部を改正する条例（法制契約課）	4923
○那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）	4937
○那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例（上下水道局総務課）	4966
○那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	4968
○那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	4970

条 例

那覇市条例第 2 号
平成31年 3 月 20 日

那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、安全・安心なまちづくりの推進を図るとともに、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として公共の場所を継続的に撮影するために固定して設置する撮影装置（結果として犯罪を予防する効果を得られるものを含む。）であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める不特定又は多数の者が自由に利用又は通行をすることができる場所であって、公共の用に供されるものをいう。
- (3) 画像 防犯カメラの画像を表示する装置等により表示された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラの画像を記録する装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、防犯カメラの画像を表示する装置等を用いて画像として表示できるもので、特定の個人が識別される可能性があるものをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。

（基本原則）

第3条 防犯カメラを設置し、又は運用するものは、市民等がその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、その目的の達成に必要な範囲内で、防犯カメラの設置及び運用を行わなければならない。

（設置運用基準の届出）

第4条 次に掲げるもので、公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするものは、規則で定めるところにより、当該防犯カメラについて、その設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定めなければならない。

- (1) 市
 - (2) 市から指定を受けた地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者
 - (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体
 - (4) 地方自治法第260条の2第1項の地縁による団体、自治会その他これらに準ずる団体
 - (5) その他規則で定めるもの
- 2 前項の規定により設置運用基準を定めたものは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該届出に係る設置運用基準に定める事項を変更したとき、又は防犯カメラを休止し、再開し、若しくは廃止したときも、同様とする。

（防犯カメラの設置に係る措置）

第5条 前条第1項各号に掲げるものは、防犯カメラを設置するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的を明確にすること。
- (2) 防犯カメラの設置台数を必要最小限の台数にすること。
- (3) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、必要最小限の範囲とすること。
- (4) 防犯カメラの付近又は撮影対象区域内の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示すること。

ア 防犯カメラを設置している旨

イ 防犯カメラを設置したもの（以下「設置者」という。）の名称

- (5) 防犯カメラの管理及び運用を適正に行うために、防犯カメラの管理及び運用に関する責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこと。
- (6) 防犯カメラの管理及び運用の業務を委託する場合は、受託者にこの条例及

びこれに基づく規則に規定する事項を遵守させること。

(操作担当者の指定等)

第6条 管理責任者は、必要があると認めるときは、設置された防犯カメラの機器の操作を行う者(以下「操作担当者」という。)を指定することができる。この場合において、操作担当者は、管理責任者とは別の者でなければならない。

2 管理責任者及び操作担当者以外の者は、設置された防犯カメラの機器の操作を行ってはならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合で、管理責任者の許可があったときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により機器の操作を行った者は、当該操作の内容を管理責任者に遅滞なく報告しなければならない。

(防犯カメラ等の管理等に係る遵守事項)

第7条 設置者、管理責任者及び操作担当者(前条第2項ただし書の規定により機器の操作を行う者を含む。)(第2号において「設置者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 設置運用基準に定める事項

(2) 画像又は画像データ(以下「画像等」という。)から知り得た市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のため使用してはならないこと。設置者等でなくなった後も、同様とする。

(3) 画像等の編集、加工、複製又は印刷をしないこと。ただし、開示等(次号又は次条に規定する利用若しくは提供又は開示をいう。)をする場合は、この限りでない。

(4) 画像等を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 画像等から識別される特定の個人(次条において「本人」という。)の同意があるとき。

イ 法令又は条例に定めがあるとき。

ウ 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 画像等について、規則で定めるところにより保管期間を定め、当該保管期間を経過したものは、速やかに破棄、消去又は記録媒体の破砕等により復元す

ることができないようにすること。

(6) 第3号ただし書の開示等、前号の規定による廃棄及び第12条に規定する苦情の対応の状況について記録を作成し、規則で定めるところにより当該記録を保存すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、画像等の漏えい、盗用、滅失等の防止その他の適正な管理のために必要な措置を講ずること。

(画像等の開示)

第8条 設置者及び管理責任者は、本人から自己の画像等の開示を求められたときは、当該本人に対し、当該画像等を開示するよう努めなければならない。

(市が設置した防犯カメラの画像等の取扱い)

第9条 市が設置した防犯カメラの画像等の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に定めるところによる。

(報告、勧告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、設置者又は管理責任者に対し、その設置し、又は管理する防犯カメラの管理及び運用の状況に関し報告を求めることができるものとし、当該設置者又は管理責任者は、これに応じなければならない。

2 市長は、第4条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該設置者又は管理責任者に対し、当該違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(公表)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたものが、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けたものに対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(苦情対応)

第12条 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関して市民等から苦情があったときは、迅速かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民等は、前項の規定による苦情の対応に不服があるときは、市長に対し、その

旨を申し出ることができる。

- 3 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、設置者又は管理責任者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置しているもので第4条第1項各号のいずれかに該当するもの（以下「既存設置者」という。）は、施行日から3月以内に当該防犯カメラの設置運用基準を定め、市長に届け出なければならない。
- 3 既存設置者については、前項の規定により設置運用基準の届出がなされるまでの間は、第5条から第7条まで、第10条第2項及び第11条の規定は、適用しない。ただし、施行日から3月を経過した後は、この限りでない。

那覇市条例第 3 号

平成31年 3 月 20 日

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針(第6条)

第2節 人員に関する基準(第7条—第10条)

第3節 設備に関する基準(第11条・第12条)

第4節 運営に関する基準(第13条—第56条)

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第57条—第60条)

第6節 基準該当通所支援に関する基準(第61条—第67条)

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第68条)

第2節 人員に関する基準(第69条・第70条)

第3節 設備に関する基準(第71条)

第4節 運営に関する基準(第72条—第78条)

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針(第79条)

第2節 人員に関する基準(第80条・第81条)

第3節 設備に関する基準(第82条)

第4節 運営に関する基準(第83条—第85条)

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第86条)

第6節 基準該当通所支援に関する基準(第87条—第90条)

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針(第91条)

第2節 人員に関する基準(第92条・第93条)

第3節 設備に関する基準(第94条)

第4節 運営に関する基準(第95条—第98条)

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針(第99条)

第2節 人員に関する基準(第100条・第101条)

第3節 設備に関する基準(第102条)

第4節 運営に関する基準(第103条)

第7章 多機能型事業所に関する特例(第104条—第106条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)

第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第9項の通所給付決定保護者をいう。
- (2) 指定障害児通所支援事業者等 法第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者等をいう。
- (3) 指定通所支援 法第21条の5の3第1項の指定通所支援をいう。
- (4) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項の放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。
- (5) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項の放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (6) 通所給付決定 法第21条の5の5第1項の通所給付決定をいう。
- (7) 支給量 法第21条の5の7第7項の支給量をいう。

- (8) 通所給付決定の有効期間 法第21条の5の7第8項の通所給付決定の有効期間をいう。
- (9) 通所受給者証 法第21条の5の7第9項の通所受給者証をいう。
- (10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項の放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- (11) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。
- (12) 児童発達支援センター 法第43条の児童発達支援センターをいう。
- (13) 多機能型事業所 第6条の指定児童発達支援の事業、第68条の指定医療型児童発達支援の事業、第79条の指定放課後等デイサービスの事業、第91条の指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第99条の指定保育所等訪問支援の事業並びに那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第80条の指定生活介護の事業、同条例第143条の指定自立訓練(機能訓練)の事業、同条例第153条の指定自立訓練(生活訓練)の事業、同条例第163条の指定就労移行支援の事業、同条例第174条の指定就労継続支援A型の事業及び同条例第187条の指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(第29条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障がい児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用す

る障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項の障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定に関する申請者の要件)

第4条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

ただし、法第6条の2の2第3項の医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われているものに限る。)に係る指定の申請に当たっては、この限りではない。

(解釈及び運用)

第5条 この条例の規定は、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

第6条 法6条の2の2第2項の児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第7条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児

童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
 - ア 障がい児の数が10までのもの 2以上
 - イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (2) 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項の重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき

従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
 - (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 1以上
 - (3) 児童指導員又は保育士 1以上
 - (4) 機能訓練担当職員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第8条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 児童指導員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)
 - ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上
 - イ 児童指導員 1以上
 - ウ 保育士 1以上

- (3) 栄養士 1以上
 - (4) 調理員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上
 - (2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数
- 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- (1) 看護職員 1以上
 - (2) 機能訓練担当職員 1以上
- 5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- （管理者）

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職

務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第10条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第12条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障がい児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とする。

イ 障がい児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

- (2) 遊戯室 障がい児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

- 3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障がいのある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

- 4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

- 第13条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第14条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第39条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第16条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は法第6条2の2第7項の障害児相談支援事業を行う者（第51条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害児通所支援事業者等との連携等）

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第23条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第24条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直

通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

（通所利用者負担額の受領）

第25条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）

- (2) 日用品費

- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（通所利用者負担額に係る管理）

第26条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第27条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第25条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（指定児童発達支援の取扱方針）

第28条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項の児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達

支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- (児童発達支援計画の作成等)
- 第29条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第56条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、

通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第30条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第31条 指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第32条 指定児童発達支援事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第33条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。)において、障がい児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第34条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第35条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、通所する障がい児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断	通所する障がい児に対する障がい児の通所開始時の健康診断
障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第36条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付

費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者の責務）

第38条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第39条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第45条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
- （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3） 営業日及び営業時間
- （4） 利用定員
- （5） 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- （6） 通常の事業の実施地域
- （7） サービスの利用に当たっての留意事項
- （8） 緊急時等における対応方法
- （9） 非常災害対策
- （10） 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- （11） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （12） その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第40条 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならな

い。ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第41条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第42条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第43条 指定児童発達支援事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関）

第44条 指定児童発達支援事業者は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

（掲示）

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第46条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（虐待等の禁止）

第47条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第48条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障がい児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障がい児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第49条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項の指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項の指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第50条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障

障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用する障がい児について、その障がいの特性に応じて情報を提供できる体制を整備するよう努めなければならない

（利益供与等の禁止）

第51条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第52条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長に報告しなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第53条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項の認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第54条 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第55条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第56条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第23条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第37条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第46条第2項の身体拘束等の記録
- (5) 第52条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第54条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第57条 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第81条第1項の指定生活介護事業者をいう。第65条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第81条第1項の指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第80条の指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第58条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項の指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第66条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。第66条において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条の指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第59条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項の居宅介護事業者をいう。）、

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第67条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第45条第1項の居宅介護予防事業者をいう。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項の居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項の居宅介護予防事業所をいう。第67条において同じ。))(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号若しくは第192条第1項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号に規定する登録者をいう。))の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第96条の2第1項の共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2第1項の共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2第1項の共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第86条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。))(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。))を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第67条において同じ。))、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサ

テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第67条において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))については、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第67条において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号若しくは第192条第1項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。))を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第196条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。))は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規

模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第60条 第6条、第9条、第10条及び前節(第13条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第61条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。

- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

（設備）

第62条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用定員）

第63条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（準用）

第64条 第6条、第9条及び第4節（第13条、第25条第1項及び第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条、第48条並びに第53条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第65条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (2) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介

護を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所介護事業所等に関する特例）

第66条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第64条（第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第67条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。

この場合において、この節(第64条(第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号又は第192条第1項第1号に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第90条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、18人)以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第90条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライ

ト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第90条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第68条 法第6条の2の2第3項の医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ

て適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第69条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- （1） 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
 - （2） 児童指導員 1以上
 - （3） 保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士） 1以上
 - （4） 看護職員 1以上
 - （5） 理学療法士又は作業療法士 1以上
 - （6） 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。
- 3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、障がい児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（準用）

第70条 第9条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第71条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- （2） 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- （3） 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

（利用定員）

第72条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（通所利用者負担額の受領）

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
 - (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
 - (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号の食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによ

るものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。
(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員

- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(情報の提供等)

第77条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第56条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第79条 法第6条の2の2第4項の放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第80条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護職員 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

- 4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第81条 第9条及び第10条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

- 第82条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。
- 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第83条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。
ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所については、利用定員を5人以上とすることができる。

（通所利用者負担額の受領）

第84条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（準用）

第85条 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第85条において準用する第39条第6号」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第84条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第86条 第9条、第10条、第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第59条まで、第79条及び第84条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第87条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

- 2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。
- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

（設備）

第88条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保

するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用定員）

第89条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（準用）

第90条 第9条、第14条から第24条まで、第27条第2項、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで、第65条から第67条まで、第79条及び第84条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第91条 法第6条の2の2第5項の居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第92条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- （1）訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- （2）児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、

看護職員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障がい児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

- 3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第93条 第9条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。

この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第92条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第95条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を

携行させ、初回訪問時及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第96条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第97条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) その他運営に関する重要事項
- (準用)

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第99条 法6条の2の2第6項の保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第100条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定

保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第101条 第9条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第100条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第102条 第94条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（準用）

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項及び第5項を除く。）、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第77条及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第103条において準用する第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 多機能型事業所に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

第104条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第7条第1項、第2項及び第4項、第8条、第69条、第80条第1項、第2項及び第4項、第92条第1項並びに第100条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支

援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第69条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第80条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第92条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第100条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第7条第5項及び第80条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(設備に関する特例)

第105条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

（利用定員に関する特例）

第106条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合については、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障がい者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合については、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

那覇市条例第4号

平成31年3月20日

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する
条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、この条例で定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 次条第1号の規定に該当する幼稚園で法第3条第1項の認定を受けたもの

イ 次条第2号の規定に該当する連携施設で法第3条第3項の認定を受けたもの

（2）保育所型認定こども園 次条第3号の規定に該当する保育所で法第3条第1項の認定を受けたもの

（3）地方裁量型認定こども園 次条第4号の規定に該当する保育機能施設で法第3条第1項の認定を受けたもの

（施設の類型）

第3条 法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする施設は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設の類型に該当しなければならない。

（1）当該施設が幼稚園である場合 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。第15条において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当するものに対する教育を行う施設

（2）当該施設が連携施設である場合 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 当該施設が保育所である場合 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(本市における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う施設

(4) 当該施設が保育機能施設である場合 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う施設

(教育及び保育に従事する職員の数)

第4条 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育(満3歳未満の子どもについては、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員を置かなければならない。

子どもの区分	員数
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人

2 前項の規定にかかわらず、認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員の数は、当該認定こども園の開園時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

(学級の編成)

第5条 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当

利用児」という。)に共通する4時間程度の利用時間について学級を編成し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

(職員の資格等)

第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する職員は、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者でなければならない。

2 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する職員は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状(以下「普通免許状」という。)のうち幼稚園教諭の免許状(以下「幼稚園教諭免許状」という。)又は保育士の資格を有する者でなければならない。

3 前項に規定する子どもの教育及び保育に直接従事する職員で幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を併有していないものは、その併有に向けた努力を行っていないなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とすることが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、学級担任とすることができる。

5 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する職員を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する者とするすることができる。

6 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の子どものみが在籍する認定こども園については、第13条第1項ただし書に規定する方

法により食事の提供を行う場合に限り、調理員を置かないことができる。

（認定こども園の長）

第7条 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。この場合において、幼稚園型認定こども園のうち第3条第2号に掲げるものについては、幼稚園又は保育機能施設の長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができる。

（建物等の配置）

第8条 法第3条第3項に規定する幼稚園及び保育機能施設は、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

（園舎の面積）

第9条 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合については、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第11条において同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合又は既存の保育機能施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、第11条本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、第11条本文及び第14条）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
1 学級	180 平方メートル
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

（設置すべき施設設備）

第10条 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

（保育室又は遊戯室の面積）

第11条 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合又は既存の保育機能施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、その園舎の面積が第9条本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

（屋外遊戯場）

第12条 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 2 前項の規定にかかわらず、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合又は既存の保育機能施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、同項第1号の基準を満たすときは、同項第2号の基準を満たすことを要せず、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合又は既存の保育機能施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、同項第2号の基準を満たすときは、同項第1号の基準を満たすことを要しない。
- 3 屋外遊戯場は、認定こども園の用に供される建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園については、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。
 - (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
 - (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
 - (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能である場所であること。
 - (4) 前2項に規定する屋外遊戯場の面積に係る基準を満たす場所であること。

（調理室）

第13条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

2 認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、前項ただし書に規定する方法により行う認定こども園にあつては、第10条の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

3 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第10条の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

（乳児室及びほふく室の面積）

第14条 認定こども園において、満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第10条の規定により設けるものとされている施設設備に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室及びほふく室の面積は、満2歳未満の子ども一人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

（教育及び保育の内容）

第15条 認定こども園は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園における教育及び保育の内容は、認定こ

ども園の固有の事情に考慮し、規則で定める基準に適合しなければならない。

（食事）

第16条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、その献立を、できる限り、変化に富み、入園している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入園している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 認定こども園は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（保育者の資質の向上等）

第17条 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等を図らなければならない。

（子育て支援事業）

第18条 認定こども園は、子育て支援事業の実施に当たっては、あらかじめ教育又は保育に従事した経験が豊富な職員のうちから、当該事業を担当する者を定めるものとする。

2 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを実施しなければならない。

（教育及び保育の時間、開園日数並びに開園時間）

第19条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

（情報開示）

第20条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

（入園する子どもの選考）

第21条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、低所得家庭の子ども、障がいのある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

2 認定こども園は、前項の特別な配慮が必要な子どもの受入に適切に配慮するため、市町村との連携を図らなければならない。

（子どもの健康及び安全の確保）

第22条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。

（教育及び保育の評価等）

第23条 認定こども園は、子どもの視点に立った自己評価及び外部評価を実施し、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

（掲示）

第24条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（認定こども園の職員の数等に係る特例）

第2条 認定こども園の子どもの登園又は降園の時間帯その他の認定こども園の子どもが少数である時間帯において、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、第6条第1項、第2項及び第5項の規定にかかわらず、

幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とすることができる。

第3条 第6条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次条及び付則第6条において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は、幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第4条 第6条第1項及び第5項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

第5条 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第6条 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

付則第3条	第6条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
-------	---	------------------------

	者	
付則第4条	第6条第1項及び第5項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第5条	第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者

那覇市条例第5号

平成31年3月20日

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
那覇市第一牧志 公設市場	那覇市松尾2丁目10 番1号	那覇市第一牧志 公設市場	那覇市松尾2丁目7 番10号
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

那覇市条例第 6 号

平成31年 3 月 20 日

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(設置) 第1条 <u>本市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校給食の調理等の業務を一括処理するため、学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。</u> (名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>上間学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table> (運営委員会) 第3条 <u>給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、給食センター運営委員会を置く。</u> (委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は<u>教育委員会規則</u>で定める。	名称	位置	[略]		上間学校給食センター	[略]	(設置) 第1条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校給食の調理等の業務を一括処理するため、那覇市学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。</u> (名称及び位置) 第2条 給食センターの<u>施設</u>の名称及び位置は、<u>次の表</u>のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>上間学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>高良学校給食センター</td><td>那覇市高良2丁目12番1号</td></tr> </table> (職員) 第3条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。 (委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、<u>給食センターに関し必要な事項は、教育委員会</u>が定める。	名称	位置	[略]		上間学校給食センター	[略]	高良学校給食センター	那覇市高良2丁目12番1号
名称	位置														
[略]															
上間学校給食センター	[略]														
名称	位置														
[略]															
上間学校給食センター	[略]														
高良学校給食センター	那覇市高良2丁目12番1号														
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。															

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条の表の上間学校給食センターの項の次に高良学校給食センターの項を加える部分に限る。)は、教育委員会規則で定める日から施行する。

那覇市条例第 7 号

平成31年 3 月 20 日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
[略]		
教育委員会	[略]	
	那覇市いじめ問題専門委員会	[略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
[略]		
教育委員会	[略]	
	那覇市いじめ問題専門委員会	[略]
	那覇市学校給食運営審議会	学校給食の運営に関すること。

那覇市条例第 8 号

平成31年 3 月 20 日

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成の制限) 第5条 医療費の助成は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>8月1日から翌年の7月31日までの間</u>は行わない。 (1) 保護者の前年の所得(1月から<u>7月</u>までに申請する者については、前々年の所得をいう。以下同じ。)が規則で定める額以上であるとき。 (2) 保護者の配偶者の前年の所得又は保護者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその保護者と生計を同じくする<u>者</u>の前年の所得が、当該配偶者又は扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 2～3 [略] (受給者証の有効期間) 第7条 受給者証の有効期間は、<u>8月1日から翌年の7月31日まで</u>とする。ただし、最初に交付される受給者証については、受給者証の交付申請の日(本市に転入する直前の市町村において当該市町村から転出した日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者が本市に住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行った場合は、本市に住所を定めた日)から、その後最初に到来する<u>7月31日</u>までとする。 2 [略]	(助成の制限) 第5条 医療費の助成は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>11月1日から翌年の10月31日までの間</u>は行わない。 (1) 保護者の前年の所得(1月から<u>10月</u>までに申請する者については、前々年の所得。次号において同じ。)が規則で定める額以上であるとき。 (2) 保護者の配偶者の前年の所得又は保護者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその保護者と生計を同じくする<u>もの</u>の前年の所得が、当該配偶者又は扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 2～3 [略] (受給者証の有効期間) 第7条 受給者証の有効期間は、<u>11月1日から翌年の10月31日まで</u>とする。ただし、最初に交付される受給者証については、受給者証の交付申請の日(本市に転入する直前の市町村において当該市町村から転出した日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者が本市に住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行った場合は、本市に住所を定めた日)から、その後最初に到来する<u>10月31日</u>までとする。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第5条第1項の改正規定(同項第1号及び第2号に係る部分に限る。) 平成31年4月1日
 - (2) 第5条第1項の改正規定(同項第1号及び第2号に係る部分を除く。)及び次項から付則第4項までの規定 平成31年7月1日
 - (3) 第7条第1項の改正規定 平成31年8月1日
- (経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に改正前の第5条第1項の規定による助成の制限を受けている者に係る当該制限の期間については、なお従前の例による。
- 3 平成31年7月31日において現に前項の助成の制限を受けている者が、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例第9条第2項の規定による届出を行い、改正後の第5条第1項各号のいずれかに該当するとされた場合に係る同項の規定の適用については、同項中「11月1日から翌年の10月31日まで」とあるのは、「8月1日から翌年の10月31日まで」とする。
- 4 平成31年7月31日までを有効期間とする受給者証の交付を受けている者(助成対象者としての資格要件を欠いていない者に限る。)に対し平成31年度において交付する受給者証については、改正前の第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年8月1日から同年10月31日までを有効期間とすることができるものとする。前項に規定する助成の制限を受けている者が、同項の届出を行い、改正後の第5条第1項の規定の適用を受けないこととなった場合についても、同様とする。

那覇市条例第9号

平成31年3月20日

那覇市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市行政手続条例の一部を改正する条例

那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的等) 第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、本市の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 [略] (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 次に掲げるものをいう。 ア 本市の条例及び<u>規則(規程を含む。)</u> イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により沖縄県条例で定めるところにより本市が処理することとされた事務について規定する沖縄県の条例及び<u>規則</u>	(目的等) 第1条 この条例は、<u>行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定に基づき</u>、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、本市の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 [略] (定義) 第2条 [略] (1) <u>市長等 市長その他の執行機関その他法令に基づき処分権限を有する機関及びこれらの機関から処分権限の委任を受けた機関をいう。</u> (2) [略] ア 本市の条例及び<u>市長その他の執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条の企業管理規程を含む。)</u> イ 地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により沖縄県条例で定めるところにより本市が処理することとされた事務について規定する<u>沖縄県の条例及び沖縄県の執行機関の規則(規程を含む。)</u>

(2) 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。以下同じ。)及び条例等をいう。

(3) 処分 条例等に基づく行為で行政庁の処分その他公権力の行使に当たるものをいう。

(4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア～エ [略]

(6) 本市の機関 本市の執行機関若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(7) 行政指導 本市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

(3) 法令 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。以下「法律等」という。)並びに条例等をいう。

(4) 処分 条例等に基づく行為で市長等の処分その他公権力の行使に当たるものをいう。

(5) 申請 条例等に基づき、市長等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して市長等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(6) 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア～エ [略]

(7) 本市の機関 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市におかれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(8) 行政指導 本市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分(法律等に基づくものを含む。)に該当しないものをいう。

(9) 届出 市長等に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。

(1)～(2) [略]

(3) 地方税の犯則事件に関する法律又は法律に基づく命令に基づいて徴税吏員がする処分及び行政指導

(4) [略]

(5) 公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(6)～(7) [略]

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は本市の条例等上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9) 報告又は物件の提出を求める処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(10) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(審査基準)

(適用除外)

第3条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて徴税吏員(他の法令の規定に基づいて当該職員の職務を行う者を含む。)がする処分(法律等に基づくものを含む。)及び行政指導

(4) [略]

(5) 本市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。)又は本市の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(6)～(7) [略]

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は本市の条例(第2条第2号イの沖縄県の条例を含む。第34条及び第35条において同じ。)上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(10) 審査請求その他の不服申立てに対する市長等の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分(法律等に基づくものを含む。)及び行政指導

(審査基準)

第4条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第5条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるものとし、これを当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請

第4条 市長等は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 市長等は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 市長等は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第5条 市長等は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該市長等と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該市長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第6条 市長等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請

により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第7条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 [略]

(情報の提供)

第8条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請しようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第9条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、事案に応じ公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第10条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更

により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第7条 市長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 [略]

(情報の提供)

第8条 市長等は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 市長等は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第9条 市長等は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(市長等が関与する複数の処分等)

第10条 市長等は、申請の処理をするに当たり、同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをして

に遅延させるようなことをしてはならない。

- 2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

(処分の基準)

第11条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分をするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第12条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア [略]

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

- (2) [略]

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

はならない。

- 2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の市長等が関与する場合においては、当該複数の市長等は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

(処分の基準)

第11条 市長等は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分をするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 市長等は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第12条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- (1) [略]

ア [略]

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって市長等が相当と認めるとき。

- (2) [略]

- 2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第13条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 [略]

(聴聞の通知の方式)

第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに当該通知

(1)～(4) [略]

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しない処分で、規則で定めるものその他市長等が定めるものをしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第13条 市長等は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 [略]

(聴聞の通知の方式)

第14条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知

がその者に到達したものとみなす。 (代理人) 第15条 [略] 2～3 [略] 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を<u>行政庁</u>に届け出なければならない。 (文書等の閲覧) 第17条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第23条第3項において、「<u>当事者等</u>」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、<u>行政庁</u>に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、<u>行政庁</u>は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 [略] 3 <u>行政庁</u>は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。 (聴聞の主宰) 第18条 聴聞は、<u>行政庁が指定する職員その他規則で定める者が主宰する</u>。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) [略] (4) 前3号に規定する者で<u>あったことのある者</u> (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は<u>保佐人</u> (6) [略] (聴聞の期日における審理の方式) 第19条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒	がその者に到達したものとみなす。 (代理人) 第15条 [略] 2～3 [略] 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を<u>市長等</u>に届け出なければならない。 (文書等の閲覧) 第17条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第23条第3項において「<u>当事者等</u>」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、<u>市長等</u>に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、<u>市長等</u>は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 [略] 3 <u>市長等</u>は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。 (聴聞の主宰) 第18条 聴聞は、<u>市長等が指名する職員、規則で定める者その他市長等が定める者が主宰する</u>。 2 [略] (1)～(3) [略] (4) 前3号に規定する者で<u>あった者</u> (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、<u>保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</u> (6) [略] (聴聞の期日における審理の方式) 第19条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒
---	---

頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 [略]

- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 [略]

- 6 聴聞の期日における審理は、公開とする。ただし、行政庁において非公開を相当と認めるときは、非公開とすることができる。

(続行期日の指定)

第21条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 [略]

- 3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞調書及び報告書)

頭において、市長等の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て市長等の職員に対し質問を発することができる。

3 [略]

- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は市長等の職員に対し説明を求めることができる。

5 [略]

- 6 聴聞の期日における審理は、公開とする。ただし、市長等において非公開を相当と認めるときは、非公開とすることができる。

(続行期日の指定)

第21条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 [略]

- 3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞調書及び報告書)

第23条 [略]

2 [略]

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 [略]

(聴聞の再開)

第24条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第21条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第25条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第23条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(弁明の機会の付与の方式)

第26条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 [略]

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第27条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) [略]

(行政指導の一般原則)

第29条 [略]

第23条 [略]

2 [略]

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに市長等に提出しなければならない。

4 [略]

(聴聞の再開)

第24条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第21条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第25条 市長等は、不利益処分の決定をするときは、第23条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(弁明の機会の付与の方式)

第26条 弁明は、市長等が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(次条において「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 [略]

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第27条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) [略]

(行政指導の一般原則)

第29条 [略]

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、他の条例で定めるところにより、その相手方に意見を述べる機会を与えた上で、行政指導の事実その他条例で定める事項を公表することを妨げない。

(申請に対する行政指導)

第30条 申請(法律及び法律に基づく命令に基づくものを含む。)の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第31条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分(法律及び法律に基づく命令に基づくものを含む。)をする権限を有する本市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第32条 [略]

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1)～(3) [略]

3～4 [略]

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、他の条例で定めるところにより、その相手方に意見を述べる機会を与えた上で、行政指導の事実その他当該条例で定める事項を公表することを妨げない。

(申請に関連する行政指導)

第30条 申請(法律等に基づくものを含む。)の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第31条 許認可等(法律等に基づくものを含む。以下この条及び次条において同じ。)をする権限又は許認可等に基づく処分(法律等に基づくものを含む。)をする権限を有する本市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第32条 [略]

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分(法律等に基づくものを含む。)をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1)～(3) [略]

3～4 [略]

(行政指導の中止等の求め)

第34条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例(第2条第1号イの沖縄県の条例を含む。以下この条及び次条において同じ。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2～3 [略]

第35条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導を求めることができる。

2 [略]

3 当該行政庁又は本市の機関は、第1項の規定による申出があった場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(行政指導の中止等の求め)

第34条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2～3 [略]

第35条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導を求めることができる。

2 [略]

3 当該市長等又は本市の機関は、第1項の規定による申出があった場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

備考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改

める。

3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（那覇市税条例の一部改正）

2 那覇市税条例（昭和47年那覇市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（那覇市行政手続条例の適用除外） 第4条 〔略〕 2 那覇市行政手続条例第3条及び第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第32条第3項及び第33条の規定は、適用しない。	（那覇市行政手続条例の適用除外） 第4条 〔略〕 2 那覇市行政手続条例第3条及び第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第32条第3項及び第33条の規定は、適用しない。

備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市国民健康保険税条例の一部改正）

3 那覇市国民健康保険税条例（昭和47年那覇市条例第91号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（那覇市行政手続条例の適用除外） 第25条 〔略〕 2 那覇市行政手続条例第3条及び第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第32条第3項及び第33条の規定は、適用しない。	（那覇市行政手続条例の適用除外） 第25条 〔略〕 2 那覇市行政手続条例第3条及び第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第32条第3項及び第33条の規定は、適用しない。

備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

那覇市条例第10号

平成31年 3 月 20 日

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年那覇市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 [略]	第2章 [略]
第1節～第4節 [略]	第1節～第4節 [略]
	<u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第45条の2―第45条の4）</u>
<u>第5節</u> [略]	<u>第6節</u> [略]
第3章 [略]	第3章 [略]
第4章 [略]	第4章 [略]
第1節～第4節 [略]	第1節～第4節 [略]
	<u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第96条の2―第96条の5）</u>
<u>第5節</u> [略]	<u>第6節</u> [略]
第5章 [略]	第5章 [略]
第1節～第4節 [略]	第1節～第4節 [略]
	<u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第111条の2―第111条の4）</u>
<u>第5節</u> [略]	<u>第6節</u> [略]
第6章～第7章 [略]	第6章～第7章 [略]
第8章 [略]	第8章 [略]
第1節～第4節 [略]	第1節～第4節 [略]
	<u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第150条の2―第150条の4）</u>
<u>第5節</u> [略]	<u>第6節</u> [略]
第9章 [略]	第9章 [略]
第1節～第4節 [略]	第1節～第4節 [略]
	<u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第150条の2―第150条の4）</u>

第5節 [略]

第10章～第16章 [略]

付則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の申請者の資格並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(14) [略]

(15) [略]

(16) 多機能型 第80条に規定する指定生活介護の事業、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第163条に規定する指定就労移行支援の事業、第174条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例に規定する指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービスの事業、指定居宅訪問

する基準(第160条の2―第160条の4)

第6節 [略]

第10章～第16章 [略]

付則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の申請者の資格、法第41条の2第2項並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 [略]

(1)～(14) [略]

(15) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

(16) [略]

(17) 多機能型 第80条に規定する指定生活介護の事業、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第163条に規定する指定就労移行支援の事業、第174条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第号)第6条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第7

型児童発達支援の事業及び指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

9条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、同条例第91条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び同条例第99条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第45条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定

訪問介護事業者の基準)

第45条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第45条の4 第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条第2項及び第3項、第8条並びに前節(第45条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第6節 [略]

(運営に関する基準)

第5節 [略]

(運営に関する基準)

第50条 第6条第1項及び前節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条

第50条 第6条第1項及び第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条

第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第50条第1項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

- 2 第6条第2項から第4項まで並びに前節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。)並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第50条第2項において準用する第37条」と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、第49条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第50条第1項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

- 2 第6条第2項から第4項まで並びに第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。)並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第50条第2項において準用する第37条」と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、第49条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービス に関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童
発達支援事業者等の基準)

第96条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(那覇市指定通所支援の事業等の人員、

設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定通所支援基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第80条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第220条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第80条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第220条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第6条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第79条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障がい児の数を指定児童発達支援等を受ける障がい児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第96条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密

着型通所介護事業者(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。))の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定

生活介護事業所その他の関係施設から
必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模
多機能型居宅介護事業者等の基準)

第96条の4 共生型生活介護の事業を行う
指定小規模多機能型居宅介護事業者(指
定地域密着型サービス基準条例第83条第
1項に規定する居宅介護事業者をいう。)、
指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
(指定地域密着型サービス基準条例第192
条第1項に規定する指定看護小規模多機
能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介
護予防小規模多機能型居宅介護事業者
(那覇市指定地域密着型介護予防サービ
スの事業の人員、設備及び運営並びに介
護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準を定める条例(平成24年那覇市
条例第53号。以下「指定地域密着型介護
予防サービス基準条例」という。))第45
条第1項に規定する居宅介護予防事業者
をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模
多機能型居宅介護事業者等」という。))
が当該事業に関して満たすべき基準は、
次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業
所(指定地域密着型サービス基準条例
第83条第1項に規定する居宅介護事業
所をいう。)、指定看護小規模多機能型
居宅介護事業所(指定地域密着型サー
ビス基準条例第192条第1項に規定する
指定看護小規模多機能型居宅介護事業
所をいう。)又は指定介護予防小規模多
機能型居宅介護事業所(指定地域密着
型介護予防サービス基準条例第45条第
1項に規定する居宅介護予防事業所を
いう。以下同じ。)(以下「指定小規模
多機能型居宅介護事業所等」という。))
の登録定員(当該指定小規模多機能型
居宅介護事業所等の登録者(指定地域
密着型サービス基準条例第83条第1項
第1号若しくは第192条第1項第1号又は

指定地域密着型介護予防サービス基準
条例第45条第1項第1号に規定する登録
者をいう。以下同じ。)の数と共生型生
活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第
150条の2に規定する共生型自立訓練
(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自
立訓練(生活訓練)(第160条の2に規定
する共生型自立訓練(生活訓練)をい
う。)又は共生型児童発達支援(指定通
所支援基準条例第57条に規定する共生
型児童発達支援をいう。)若しくは共生
型放課後等デイサービス(指定通所支
援基準条例第86条に規定する共生型放
課後等デイサービスをいう。)(以下「共
生型通いサービス」という。)を利用す
るために当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等に登録を受けた障がい者
及び障がい児の数の合計数の上限をい
う。以下この条、第150条の3及び第16
0条の3において同じ。)を29人(サテラ
イト型指定小規模多機能型居宅介護事
業所(指定地域密着型サービス基準条
例第83条第7項に規定するサテライト
型指定小規模多機能型居宅介護事業所
をいう。)、サテライト型指定看護小規
模多機能型居宅介護事業所(指定地域
密着型サービス基準条例第192条第8項
に規定するサテライト型指定看護小規
模多機能型居宅介護事業所をいう。)
又はサテライト型指定介護予防小規模
多機能型居宅介護事業所(指定地域密
着型介護予防サービス基準条例第45条
第7項に規定するサテライト型指定介
護予防小規模多機能型居宅介護事業所
をいう。第98条において同じ。)(以下
「サテライト型指定小規模多機能型居
宅介護事業所等」という。)については、
18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業
所等が提供する指定小規模多機能型居
宅介護(指定地域密着型サービス基準

条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。 以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。 以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。 以下この条、第150条の3及び第160条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第196条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。 以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有するこ

第5節 [略] (基準該当生活介護の基準) 第97条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) <u>指定通所介護事業者(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)</u>第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介	と。 (4) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。</u> (5) <u>共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u> (準用) <u>第96条の5 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第80条、第82条及び前節(第96条を除く。)</u>の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。 第6節 [略] (基準該当生活介護の基準) 第97条 [略] (1) <u>指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護等を提供するものであること。</u>
---	--

護事業者（那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。

- (2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3)～(4) 〔略〕

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に

- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3)～(4) 〔略〕

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を

規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しく

除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号に規定する通いサービスを除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号に規定する登録者を除く。第151条の2及び第161条の2において同じ。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみな

は第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等に

される通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定居宅介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)については、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指

あつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

[表 略]

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

- (5) [略]

定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

[表 略]

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第151条の2及び第161条の2において同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

- (5) [略]

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第111条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準条例」という。)第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防居宅サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防居宅サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期

入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第111条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ若しくは第196条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項若しくは第192条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる

第5節 [略] (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児</u>	数以上であること。 (3) <u>共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u> (準用) <u>第111条の4 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第53条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第90条、第93条から第95条まで、第100条及び前節(第110条及び第111条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</u> 第6節 [略] (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第112条 [略] (1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児に</u>
--	--

に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第192条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)までの範囲内とすること。

(3)～(4) [略]

して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第192条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、6人)までの範囲内とすること。

(3)～(4) [略]

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第150条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1）指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

（2）指定通所介護事業所等の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（3）共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第150条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、18人）以下とすること。

（2）指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居

宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第150条の4 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第82条、第88条の2から第95条まで、第143条及び前節(第150条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第5節 [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等

第6節 [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等

に関する特例)

第151条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護

に関する特例)

第151条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護

事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

[表 略]

(3) [略]

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援

事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

[表 略]

(3) [略]

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援

とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

(5) 〔略〕

基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

(5) 〔略〕

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第160条の2 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第160条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所

<u>第5節</u> [略] (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第161条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障がい者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通い	<u>その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u> <u>(準用)</u> 第160条の4 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第82条、第88条の2から第95条まで、第148条、第149条、第153条及び前節(第160条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。 <u>第6節</u> [略] (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第161条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u>が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障がい者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護等</u>のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通い
---	--

サービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

[表 略]

サービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

[表 略]

(3) [略]

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

(5) [略]

(従業者の員数等に関する特例)

第220条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例に規定する指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7

(3) [略]

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第90条において準用する指定通所支援基準条例第67条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

(5) [略]

(従業者の員数等に関する特例)

第220条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154

項、第154条第6項、第164条第4項及び第5項並びに第175条第4項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。	条第6項、第164条第4項及び第5項並びに第175条第4項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。
2 〔略〕	2 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

那覇市条例第11号

平成31年3月20日

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例(平成25年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)～(6) [略] (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程若しくは<u>学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の規定による経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8)～(9) [略] (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に	(布設工事監督者の資格) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) 学校教育法による短期大学(<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(<u>同法による専門職大学の前期課程については、修了した後</u>)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)～(6) [略] (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に<u>規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8)～(9) [略] (水道技術管理者の資格) 第4条 [略] (1) [略] (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(<u>学校教育法</u>

規定する<u>学校の卒業者</u>については4年以上、同条第3号に規定する<u>学校の卒業者</u>については6年以上、同条第4号に規定する<u>学校を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3)～(4) [略] (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業者ごとの規定による経験年数</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6)～(7) [略]	による専門職大学の前期課程については、<u>修了した後</u>、同条第1号に規定する<u>学校を卒業した者</u>にあっては4年以上、同条第3号に規定する<u>学校を卒業した者</u>(同法による専門職大学の前期課程については、<u>修了した者</u>)にあっては6年以上、同条第4号に規定する<u>学校を卒業した者</u>にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3)～(4) [略] (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業者ごとに規定する最低経験年数</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6)～(7) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

那覇市条例第12号

平成31年3月20日

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。 (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) [略] (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)～(4) [略] 2 [略]	(受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合については、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。 (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 [略] (1) [略] (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)～(4) [略] 2 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第13号

平成31年 3 月 20 日

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(家庭的保育事業者等の一般原則) 第6条 [略] 2～5 [略] 6 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>第8条第2号</u>、第16条第2項及び第3項、第17条第1項並びに第18条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 7 [略] (保育所等との連携) 第8条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第2項及び第5項、第18条並びに第19条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) [略] (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等によ	(家庭的保育事業者等の一般原則) 第6条 [略] 2～5 [略] 6 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>第8条第1項第2号</u>、第16条第2項及び第3項、第17条第1項並びに第18条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 7 [略] (保育所等との連携) 第8条 [略] (1) [略] (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等によ

り保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

(3) [略]

(連携施設に関する特例)

第47条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつ

り保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) [略]

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。))以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

(連携施設に関する特例)

第47条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつ

て、第8条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	て、第8条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

